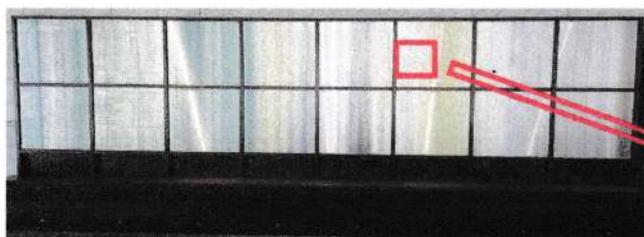


# 白門化学クラブ会報

第19号(令和5年・2023年)



社) 団体 (3)

中央大学人物研究会	
中央大学学員会	札幌支部
中央大学学員会	静岡県中部支部
中央大学学員会	信濃会支部
中央大学学員会	白門化学クラブ
中央大学学員会	白門57ネット支部
中央大学学員会	白門三一会
中央大学学員会	白門34会
中央大学学員会	八王子支部
中央大学学員会	不動産建設白門会
中央大学父母連絡会	神奈川県支部
中央大学理工学部精密機械工学科同窓会	
中大父母運有志親友会	
白門親友会	

発行日 : 令和5年3月31日  
発行所 : 中央大学学員会白門化学クラブ支部  
事務局 : 中央大学理工学部応用化学科内  
事務局住所 : 〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27  
E-mail : [hakumon-kagaku@gakuinkai.com](mailto:hakumon-kagaku@gakuinkai.com)  
URL : <http://www.gakuinkai.com/hakumon-kagaku/>  
発行責任者 : 田澤和久(支部長)  
責任者住所 : 〒262-0044 千葉市花見川区長作町978-2

## 発行の挨拶

白門化学クラブ支部 支部長 田澤和久

### 3年ぶりの総会・懇親会を開催出来ました

白門化学クラブ支部会員の皆様、いかがお過ごしでしょうか。

新型コロナは依然として猛威を振るっており、日々の感染者も多く出ています。その中で政府は新型コロナの感染症分類を「2類」から「5類」に引き下げて、危険性の少ない通常の感染症に指定する予定になっています。

そんな中、昨年7月9日(土)に後樂園キャンパスにて『第41回白門化学クラブ支部総会・懇親会』を開催することができました。参加者は18名(予定20名)。コロナ禍で足を運んで参加していただき感謝しています。また残念ながら参加できなかった方、欠席された方の健康を考慮した配慮に感謝します。

盛大ではありませんでしたが、総会・懇親会を開催することが出来て幹事一同、感謝と喜びでいっぱいです。

総会は通常通りに行い、総会審議(議案1～5号)について満場の一致で可決させて頂きました。コロナ禍で延期していた役員改正(第5号議案)もでき、会計監査に第27回(昭和54年卒)の川見達彦さんを新しく迎えることができました。今まで会計監査は一人体制でしたが、今年から二人体制となり、より精度の高い会計監査を実施できると考えています。

懇親会はコロナの影響で学校よりアルコール等の提供が禁止されていたので、参加者一同でお弁当を食べて親睦を深めさせていただきました。

本年2023年は、第42回支部総会・懇親会を7月1日(土)に開催します。この頃には新型コロナも感染症第5類となり、マスク不要の外出・室内会合会食ができるようになってきていると思います。その時に皆様と元気にお会いできると考え楽しみにしています。

－ 以 上 －

懇親会風景



## 中央大学学会白門化学クラブ支部

## 令和5年度(2023年)第42回総会・講演会並びに懇親会

## 開催のお知らせ

会員の皆様には、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、今年も後楽園キャンパスにおいて支部総会を下記の通り開催いたします。

今年の講演会の講師は今のところ未定です。大変申し訳ありません。早急に検討したいと思っております。

また例年通りご家族や会員以外の方もお誘いの上、多くの方々にご参加いただけますよう、ご案内申し上げます。

## 記

1. 日時：2023年7月1日(土) 13時30分～17時30分(予定)
2. 場所：中央大学後楽園キャンパス3号館1F食堂
  - ① 総会：13時30分～14時00分
  - ② 講演会：14時00分～15時00分  
講師：関口康平氏(ランニングコーチ/中央大学駅伝部元98代主将)  
テーマ：中央大学駅伝部の歴史とこれから
  - ③ 懇親会：総会后、実施予定
3. 会費：懇親会出席者のみ  
会員並びに卒業生 8,000円    ご家族(中学生以下無料) 3,000円  
会費は、当日申し受けます。
4. その他
  - ① 受付は、地下学生食堂入り口で行います。
  - ② 懇親会での飲み物等ご寄贈を歓迎します。
  - ③ 同封した「出欠はがき」は6月15日までに必着でご返信願います。
  - ④ 当日連絡先：白門化学クラブ支部長  
田 澤 和 久 090-2409-3556
  - ⑤ 受付は13:00以降にお願いします。

以上

令和5年(2023年) 第42回  
白門化学クラブ支部総会 審議議題(予定)

令和5年 7月 1日(土)  
中央大学後楽園キャンパス

審議議案

- |       |                    |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 令和4年度活動報告          |
| 第2号議案 | 令和4年度決算報告 並びに 監査報告 |
| 第3号議案 | 令和5年度活動計画(案)       |
| 第4号議案 | 令和5年度予算(案)         |
| 第5号議案 | その他                |
| 第6号議案 | 報告事項(裁決外事項)        |

1. 新幹事追加の承認

このほど S62卒(第35回)中村雅俊さんが、新しく幹事になって頂けることになりました。  
つきましてはご承諾頂きたいと思ひます。

2. その他 (未定)

以上

# 白門化学クラブ支部 令和4年(2022年)第41回総会

令和4年 7月 9日(土)  
中央大学後樂園キャンパス

## 式次第

### 開会の辞

### 物故者の連絡

本年度の総会・懇親会出欠連絡葉書より、7名の会員死亡が確認されました。  
ここに哀悼を捧げ、ご冥福を祈りたいと思います。

物故者氏名	第 9回	昭和36年卒	在田宗司	様	(H. 27. 12.)
	第 1回	昭和28年卒	牧 吉雄	様	(R. 2. 1. 25)
	第11回	昭和38年卒	滝沢孝一	様	(R. 2. 7. 30)
	第 5回	昭和32年卒	岡本義隆	様	(R. 2. 10.)
	第 7回	昭和34年卒	千葉 亨	様	(R. 2. . .)
	第 7回	昭和34年卒	中本定夫	様	(R. 3. 11. 9)
	第13回	昭和40年卒	百瀬和男	様	(R. 3. . .)
					※死亡順

## 審議議案

- 第1号議案 令和3年度活動報告
- 第2号議案 令和3年度決算報告 並びに 監査報告
- 第3号議案 令和4年度活動計画 (案)
- 第4号議案 令和4年度予算 (案)
- 第5号議案 役員改正 (添付、役員改正表を参照)
- 第6号議案 報告事項(裁決外事項)
1. 総会・懇親会出欠葉書回答による会員の退会申請者  
(退会の理由につきましては添付・返信葉書のコメントを参照  
願います)

第20回 平成47年卒 大森光芳 様 脱会希望

以上

## 令和4年度 第41回 白門化学クラブ支部総会

## 総会・講演会・懇親会出席者名簿

## 御来賓

コロナ禍の対策として、来賓は無し

未定

## 会員 (敬称略)

第 回	昭和 年卒 ( 年)	氏名	(支部役職)	(住所)
第 7回	昭和34年卒 (1958年)	田中義暉		(東京都日野市)
第13回	昭和40年卒 (1965年)	近藤明義		(千葉県千葉市) 欠席
第10回	昭和37年卒 (1961年)	堀中新一	顧問	(埼玉県蓮田市) 欠席
第15回	昭和42年卒 (1967年)	大嶋久義 井手俊二		(東京都八王子市) (東京都杉並区)
第16回	昭和43年卒 (1968年)	林正道		(埼玉県春日部市)
第25回	昭和52年卒 (1977年)	柳奥茂樹 加藤真哉	常任幹事 会計	(千葉県浦安市) (神奈川県横浜市)
第27回	昭和53年卒 (1978年)	中村博之 川見達彦 本田義幹 森田光夫	常任幹事	(神奈川県横浜市) (東京都板橋区) (千葉県八千代市) (埼玉県蓮田市)
第29回	昭和56年卒 (1981年)	田澤和久	支部長	(千葉県千葉市)
第32回	昭和59年卒 (1984年)	瀬戸晶成	会計監査	(新潟県小千谷市)
第35回	昭和62年卒 (1987年)	住吉宏明 平井高音 平 栄一郎 中村雅俊	幹事長	(東京都江東区) (神奈川県横浜市) (東京都新宿区) (千葉県浦安市)
第36回	昭和63年卒 (1888年)	滝口英和		(千葉県松戸市)
第51回	平成15年 (2003年)	小峯健介		(東京都豊島区)

出席者(支部員)	11	名
幹事・顧問	7	名
出席者	18	名
当日の欠席	2	名
合計	20	名

以 上

## 第1号議案 令和3年度活動報告・会計報告

令和3年(2021年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日

1. 令和3年度総会の実施  
新型コロナウイルスの感染拡大と学会からの要望により今期の総会も昨年同様に開催中止としました。令和2年度活動報告・会計報告並びに令和3年度活動計画(案)・予算(案)については、審査回答者を任意に選出させて頂き、葉書による審議を行い反対無しで成立しました。
2. 白門化学クラブ会報  
会報第18号を2022年度(令和4年)総会開催通知として3月末日に発行しました。
3. 支部ホームページの運用と改善  
会報第17号を2021年5月19日にホームページ掲載しました。
4. 令和4年(2022年) 総会準備  
1) 2022年3月26日に総会案内を会報第18号と一緒に総会・懇親会出欠通知葉書を発送しました。
5. 中央大学学会、支部活動への参加  
令和3年度(2021年度)の各活動はコロナ禍のため自粛または中止となりました。
6. 大学募金・基金への寄付  
本年度は実施しませんでした。
7. 新会員へのPR  
昨年に引き続き、広報の具体的な方策は学会会事務職との相談による事とします。  
諸先輩会員の方に、後輩並びに卒業生への勧誘をお願いします。  
理工学部応用化学科主任教授、並びに在学生へのアプローチは、コロナ禍の為中止としました。

## 第4号議案 令和3年度会計報告

(単位:円)

収入の部			支出の部		
科目	金額	備考	科目	金額	備考
総会会費	0	総会無し	総会費	19,630	
学会補助費	100,000	2021/9/30	会報発行費	51,300	
総会祝い金	0	総会無し	事務・会議費	15,898	
利息	2	2021/8/22	学会参加費	0	
利息	3	2022/2/22	渉外活動費	0	
			募金基金への寄付	0	
			雑費	0	
収入合計	100,005		支出合計	86,828	
前年度繰越金	621,110		翌年度繰越金	634,287	
合計	721,115		合計	721,115	

令和4年4月29日 中央大学 学会 白門化学クラブ支部

支部長 田澤和久  会計担当幹事 加藤真哉 

上記について監査をしたところ、会計処理は全て適正に処理されていることを認めます。

令和4年4月29日 会計監査 瀬戸晶成 

### 第3号議案 令和4年度活動計画(案)

令和4年(2022年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日

1. 令和4年度総会の実施  
平成4年7月9日(土)後楽園キャンパスにて実施を予定しますが  
新型コロナウイルスの感染の状況によっては人の集まる総会を開催中止とし、昨年同様に令和3年度活動報告・会計報告並びに令和4年度活動計画(案)・予算(案)については、任意に選んだ支部会員による葉書投票にて審議を行うこととします。
2. 白門化学クラブ会報  
会報第18号は2022年総会開催通知として3月末日に発行しました。  
会報第19号の発行準備を、総会終了後より行います。  
第18号では田中様(7回 S34年卒)の投稿による記事を掲載しました。  
第19号においても皆様からの掲載投稿を歓迎いたしますので、よろしくお願いいたします。
3. 支部ホームページの運用と改善  
会報第18号をホームページに掲載する予定です。
4. 令和5年(2023年)総会準備  
令和5年3月末に総会案内を、総会出席通知葉書とともに発送する予定です。
5. 中央大学学員会、支部活動への参加(コロナ禍の影響がない場合)  
全国支部長会議、学員会総会へ参加する予定です。  
中大技術士会総会・懇親会に出席する予定です。  
その他学員会行事への参加、他支部との交流を進めることとします。
6. 大学募金・基金への寄付(たくみ基金)
7. 白門飛躍募金への寄付(多摩と都心の二大キャンパス体制の整備事業)  
顕彰制度があり、駿河台キャンパスの銘板に記名されます。
8. 新学員へのPR  
昨年に引き続き、広報の具体的な方策は学員会事務職との相談による事とします。  
諸先輩会員の方に、後輩並びに卒業生への勧誘をお願いします。  
理工学部応用化学科主任教授、並びに在学生へのアプローチを行いたいと思います。

### 第4号議案 令和4年度予算(案)

(単位:円)

収入の部			支出の部		
科目	金額	備考	科目	金額	備考
総会会費	105,000	7000×15	総会費	100,000	
学員会補助費	100,000		会報発行費	50,000	
寄付金	10,000		事務・会議費	20,000	
			学員会参加費	10,000	
			渉外活動費	20,000	
			募金基金への寄付	20,000	
			白門飛躍募金	200,000	
			雑費	10,000	
収入合計	215,000		支出合計	430,000	
前年度繰越金	634,287		翌年度繰越金	419,287	
合計	849,287		合計	849,287	

令和4年7月9日 中央大学 学員会 白門化学クラブ支部  
 支部長 田澤和久  
 幹事長 住吉宏明  
 会計担当幹事 加藤真哉

令和4年度第41回  
白門化学クラブ支部総会

**第5号議案 役員改選の件**

現執行部役員の任期満了に伴い、次期執行部役員を下記の通り提案します。

**役員改選(案)**

	現行役員			新規役員(案)			
支部長	田澤和久	S56卒	第29回	田澤和久	S56卒	第29回	継続
幹事長	住吉宏明	S62卒	第35回	住吉宏明	S62卒	第35回	継続
会計	1. 加藤真哉	S52卒	第25回	加藤真哉	S52卒	第25回	継続
	2. 空席			空席			
会計監査	1. 瀬戸晶成	S59卒	第32回	瀬戸晶成	S59卒	第32回	継続
	2. 空席			川見達彦	S54卒	第237回	新規
幹事	1. 柳奥茂樹	S52卒	第25回	柳奥茂樹	S52卒	第25回	継続
	2. 中村博之	S54卒	第27回	中村博之	S54卒	第27回	継続
	3. 空席			空席			
	4. 空席			空席			
	5. 空席			空席			
	6. 空席			空席			
	7. 空席			空席			
	8. 空席			空席			
顧問	牧 吉雄	S28卒	第1回				死去の為
	栗原 功	S34卒	第7回	栗原 功	S34卒	第7回	変更無し
	堀中新一	S37卒	第10回	堀中新一	S37卒	第10回	変更無し

※ 会計監査の近藤さんは昨年度退任され、葉書審査により認可されました。

**白門化学クラブ支部 規約(抜粋)**  
(役員)

第六条 本支部に次の役員を置く

1. 支部長 1名
2. 幹事長 1名
3. 幹事 15名内(うち8名を常任とする)
4. 会計 2名
5. 会計監査 2名名

白門化学クラブ総会欠席者葉書近況報告・コメント(令和4年6月21日現在)(敬称略・順不同)

会員総数	194			死亡
未回答	116			退会
出席回答(O)	20	有効回答数 78名 / 回答率 40.2%	出席は幹事6名を含む	近況無・欠席
欠席回答(X)	58	前年度(R03)の有効回答数 72名	総会はコロナ禍で中止	出席 変更

	卒業年度	氏名	近況報告・コメント	出欠
第1回	昭和28年(1953)	石垣重昭		
		小宮山修一	93才になり、まだ元気で居ます。今後ともよろしくお願ひ致します。	X
		竹花秀夫		
		富樫繁太郎		
		伴 一成		
		牧 吉雄	令和2年1月25日 ご逝去	X
		茂木達雄		
		金嶋八郎		
第2回	昭和29年(1954)	黒沢敏行		
		石川啓一		
		大西竜介		
第3回	昭和30年(1955)	長塚 忠		
		南雲信光	一応、元気にしています。	X
		笹川啓作		
第4回	昭和31年(1956)	山根省三		
		岡本義隆	令和2年 ご逝去	X
第5回	昭和32年(1957)	金壽幸男		
		清水克時		
		丸田謙三	4月20日にて90才を迎えます。なんとか元気にしております。(代筆:娘/宜しくお願ひ申し上げます)	X
		森 正枝		
		石川啓一		
第6回	昭和33年(1958)	石橋淳平		
		岡戸明雄		
		川上洋一		
		左雨六郎	いつも連絡ありがとうございます。父は元気で降りますが、現在91歳。老人施設に居ます。会話は普通に出来ますが、体力が少し落ちました。引き続き宜しくお願ひします(代筆:長男)	X
		関口 勲	今までの病氣(心筋梗塞、大腸がん等)を克服し、現在では本年5月の国立新美術館。東京都美術館までのガラス創作品出展準備、業界団体のアドバイザーをしています。	X
第7回	昭和34年(1959)	佐須 明		
		田中鐵朗		
		赤羽根 勇		X
		粟村友泰		
		岩崎洋介		
		石澤 勇		
		大垣浩之		
		金澤 武		X
		栗原 功	元気に過ごしています。総会に出席を予定していましたが、第4回のコロナ予防接種を受けることになりやむを得ず欠席とさせていた	X
		駒澤廣志		X
		齋藤雅茂		
		田中 直		
		田中義暉	囲碁、ウォーキングを楽しみにしております。	O
		千葉 亨	令和2年11月19日 ご逝去	X
		鶴岡健一郎		
富田浩郷	田澤支部長様、ごくろうさまです。小生ところどころ部分は痛くなってきておりますが、頑張っています。皆様によろしく。	X		
中本定夫	令和3年11月19日 ご逝去	X		
永田和照				
八田幹雄	昨年4月末日をもって弁理士をやめ自由の身になりましたが、ヘルニアのため歩行困難であり、現在リハビリにはげんでいます。ある程度歩行が回復すれば、また皆様とお目にかかりたいと思ってい	X		
藤野 勉				
本田正吾				
前島 肇				
次頁へ	松枝勝一			

白門化学クラブ総会欠席者葉書近況報告・コメント(令和4年6月21日現在)(敬称略・順不同)

会員総数 194  
 未回答 116  
 出席回答(O) 20  
 欠席回答(X) 58

有効回答数 78名 / 回答率 40.2% 出席は幹事6名を含む  
 前年度(R03)の有効回答数 72名 総会はコロナ禍で中止

死亡  
 退会  
 近況無・欠席  
 出席  
 変更

	卒業年度	氏名	近況報告・コメント	出欠
第7回	昭和34年(1959)	増田一雄	会報。ありがとう御座いました。	X
		柴 真	健康です。少し体調を崩していますが、何とかやっています。	X
		野口 茂		
第8回	昭和35年(1960)	阿部二郎		
		金川 護		
		向坂嘉浩	お役目ごころうさまです。体調は悪くはないのですが、遠出する体力、気力がありません。	X
		嵯峨是人	脚が悪く出席出来ません。	X
		白川 勇		
		玉川智也		
		野口茂司		
		橋澤 晃		
		宮城孝之		
第9回	昭和36年(1961)	在田宗司	2015年12月に永眠しました。会報届く度に3回程電話にて脱会を事務所に連絡致しましたが、今だに届きます。今回は葉書で退会をご連絡致します。会の発展を祈念申し上げます。	X
		加藤征太郎		
		加固正敏		
		鈴木邦威	私の著作本『腐葉土・フルボ酸の基本と応用』は東日本大震災の3日後に発売開始したのですが、まだ増刷し販売されています。さらに内容の問い合わせが続き、まだ喜びを楽しめません。	X
		田中義泰		X
		相澤一男		
第10回	昭和37年(1962)	高岸義一		
		堀中新一	コロナ次第で出席します。	O
第11回	昭和38年(1963)	池田正博		
		大石愛祐		
		太田 清		
		小倉宏夫		
		佐藤義明		
		齊藤好雄		
		西山清治	週3回デイサービスに通い、友人とハーモニカを楽しんでおりま	X
		堀木泰之		
		松永勝治		
		滝沢 孝一	令和2年7月30日 ご逝去	X
		春日 廉		
		岩代尚文		
		森下 悟	お世話になっております。残念ながら所用のため、欠席します。会を祈ります。	X
		杉本剛一	御苦労様です。元気です。	X
第12回	昭和39年(1964)	小松崎尚		
		邑松康光		X
第13回	昭和40年(1965)	阿部富男	都合により欠席。	X
		小澤政彦		
		近藤明義	厄介な病気の後遺症で苦労しています。最近は大変調子が良いので久しぶりに爽快に参加したいと思います。?会計監査退任を報告書に記載ありがとう。※百瀬和男君。昨年ご逝去しました。	O
		萩野太郎		
		百瀬和夫	昨年ご逝去しました(近藤)	X
		渡辺克洋	外出自粛を継続しておりますので、失礼させていただきます。	X
第14回	昭和41年(1966)	大賀文博	幹事の方々、ご苦労様です。会のご発展を祈念します。	X
		志気 勲		
		玉置博司		

## 白門化学クラブ総会欠席者葉書近況報告・コメント(令和4年6月21日現在)(敬称略・順不同)

会員総数	194		
未回答	116		
出席回答(O)	20	有効回答数 78名 / 回答率 40.2%	出席は幹事6名を含む
欠席回答(X)	58	前年度(R03)の有効回答数 72名	総会はコロナ禍で中止

死亡  
退会  
近況無  
欠席  
出席  
変更

	卒業年度	氏名	近況報告・コメント	出欠
第15回	昭和42年(1967)	秋元勝雄		
		井手俊二		○
		大嶋久義		○
		山王丸政美	のんびりやっています。	×
		本山正躬		×
		松本健彦	お世話になっております。元気です。	×
		根津達郎	参加の予定でしたが、急用で参加できなくなりました。	×
		横井誠之輔	コロナに負けず、元気です。	×
第16回	昭和43年(1968)	株橋春樹		
		林 正道		○
		峯岸修三	ごぶさたしております。元気です。但し、葉の数が増えました。元気の源は毎日がウクレレ馬鹿な生活で達者がいいのおかも。宜しく願い致します。	×
第17回	昭和44年(1969)	我妻一美		
		杉本八郎	2020年『認知症予防』講談社より出版。 2022年4件5回「週刊女性」に認知症予防の記事掲載。 2022年9月『ハチロウさんの食卓』アチーブメント社より発売、	×
		高橋壽雄		×
		葉山康雄 (葉庚亮)		
		小泉和徳		
		小西和也	コロナがこのように永く続くとは考えておりませんでした。残念ですが、本年の総会懇親会も欠席とさせていただきます。皆様の御健康をお祈り申し上げます。	×
		小黒正恒		×
		早川勇造		×
		熊笠御堂宏實		
第18回	昭和45年(1970)	高橋雅彦		
		玉村雅夫		
		七字 悟		
		深堀 隆		
第19回	昭和46年(1971)	大木隆雄		
		兼子 讓		×
		清田雅史		
		水野保彦	75才元気です。医薬品製造支援コンサルタントをしています。昨年は衣料品製造業務停止となった会社の支援をしました。	×
第20回	昭和47年(1972)	一島正博		
		大森光芳	2022年3月31日で脱会を希望します。大変お世話になりました。宜しく願い致します。	×
		小泉正晴		
		島田 章		
		武 訓正		
		武田博光		
		橋本光史	一社)リン循環産業振興機構の事務局をしています。	×
第23回	昭和50年(1975)	谷口民雄		
第24回	昭和51年(1976)	椎名甲子夫	遅くなりすみません。時間が経つのが早く感じるこの頃です。逆に自分のすることに時間がかかりすぎる現状を何とかしないと…焦る気持ちばかりです。役員の皆様ありがとうございます。	×
		岩崎義男		

## 白門化学クラブ総会欠席者葉書近況報告・コメント(令和4年6月21日現在)(敬称略・順不同)

会員総数		194			死亡
未回答		116			退会
出席回答(O)		20	有効回答数 78名 / 回答率 40.2%	出席は幹事6名を含む	近況無
欠席回答(X)		58	前年度(R03)の有効回答数 72名	総会はコロナ禍で中止	欠席
卒業年度	氏名	近況報告・コメント			出欠
第25回 昭和52年(1977)	高倉秀壽	富山県での田舎生活も4年目にはいりました。たまには東京へ出たいと思っています。来年こそ出席したいです。			×
	阿部健一	会報誌をありがとうございます。お世話役の皆様、毎年ご苦勞様です。当方は病氣もせず、元気に過ごしております。			×
	宇田川明夫				
	大河原啓一				
	岡部彰二				×
	川田 等				
	鎌田 護				
	佐々木利夫				
	佐藤 博				
	里方久之				
	新宅栄治				
	中台 徹				×
	原 賢二				
	布施好子				
	福間 司	元気で仕事を続けております。			×
	松本健夫				
	加藤真哉				○
	柳奥茂樹				○
	高野幹夫				
第26回 昭和53年(1978)	田口利明				×
	宮崎智範	今年、1月にリタイヤしました。まずは足腰が重要と考えた、ガンパッテいます。			×
第27回 昭和54年(1979)	中村博之				○
	森田光夫				○
	増田哲彦				
	川見達彦	今年の箱根駅伝を見ましたが、早く上位に出る様になってほしいものです。			○
	本田善幹	幹事、お疲れ様です。会社に勤めています。本当は退職希望なのですが、会社にいられる事は幸せかなと思っています			○
第29回 昭和56年(1981)	青柳直樹				
	小笠原仁志				
	金澤文雄				
	田澤和久	コロナ禍での開催。今年は皆さんとお会いすることが出来そうです。楽しみにしております。			○
	松石洋一				
	田中一行	現役で仕事をしています。個人的にはこの年(65才)で家を新築します。完成は11月頃です。			×
	中西秀夫				
第30回 昭和57年(1982)	飯田宗孝				
第31回 昭和58年(1983)	宮川弘一				
第32回 昭和59年(1984)	福原伸和				
	瀬戸晶成				○
	出口雄一	仕事と趣味と忙しく、日々を送っています。			×
	浅井一典				
第34回 昭和61年(1986)	大石克嘉				
第35回 昭和62年(1987)	平井高音				○
	住吉宏明	江東区観光協会に参加しました。本年もどうぞ宜しくお願いしま			○
	平 栄一郎	永年勤めた警視庁を定年退職しました。4月1日から民間企業に再就職し、公務員とは違った新しい環境に戸惑っています。			○
	中村雅俊	2019年下咽喉癌が見つかり、手術を受け寛解しております。また総会開催できることをうれしく思います。			○
第36回 昭和63年(1988)	滝口英和	いつもありがとうございます。			○
第37回 平成1年(1989)	岡田 健				

白門化学クラブ総会欠席者葉書近況報告・コメント(令和4年6月21日現在)(敬称略・順不同)

会員総数	194			死亡
未回答	116			退会
出席回答(○)	20	有効回答数 78名 / 回答率 40.2%	出席は幹事6名を含む	近況無・欠席
欠席回答(×)	58	前年度(R03)の有効回答数 72名 総会はコロナ禍で中止		出席 変更

	卒業年度	氏名	近況報告・コメント	出欠
		長田伸広	現在、府中市生涯学習センターで社会教育主事として企画運営を行っています。市外の方も受講できるので、都民の方、神奈川・千葉など隣県の方もぜひお立ち寄り下さい。コロナが収束したら、総会は参加致します。	×
第38回	平成2年(1990)	右嶋達夫		
		小池寛之		
		赤松 敦		
第39回	平成3年(1991)	林 辰雄		
		有山康之		
		北原正創		
		槇田佳人		
		伊東秀和		×
		仲 良史		
		小谷津勝好		
第40回	平成4年(1992)	篠原清晃		
第41回	平成5年(1993)	跡部真人		
第44回	平成8年(1996)	日高章博		
第45回	平成9年(1997)	平林昌子		
第51回	平成15年(2003)	小峯健介	弁護士登録18年目になりました。久しぶりにお会いすることができ、心待ちにしております。	○

## ごあいさつ

コロナ禍により様々なご苦勞をされている皆さまにお見舞いを申し上げますとともに、皆さまからの大学および学生に対する日頃のご支援について心から感謝申し上げます。



学校法人 中央大学 理事長  
大村 雅彦

中央大学は「實地應用ノ素ヲ養フ」の建学の精神のもと、全学の叡智を結集して伝統を絶えず刷新し、高度かつグローバルな知の実践者として、社会の変革の担い手となる人材を育成してまいりました。中長期事業計画「Chuo Vision 2025」における本学のミッションは、グローバルな視野と実地応用の力を備え、人類の福祉に貢献する人材を育成することです。

私たちは、自らの改革を主体的、継続的に実行し、学生、教職員、学员（卒業生）等、中央大学の構成員一人ひとりが、教育・研究・社会貢献・国際連携、文化・スポーツ活動等に取り組み、躍動感あふれ、ダイナミックな大学を目指します。

大学の主役である学生たちが生き生きとした学生生活を送り、世界へ羽ばたけるよう、そして母校中央大学をいつまでも愛してくれるよう、学生の視点に立った大学をこれからも創造し続けます。

皆さまからのご支援をぜひともお願いいたします。

100年に一度のコロナ禍の中で学员の皆様も大変ご苦勞されて居られますこと心からお見舞い申し上げます。



中央大学 学生会会長  
久野 修慈

母校中大もこの厳しい環境の中、役職員、学生一丸となり頑張っております。

母校中大発展への中長期事業計画の大いなる発展に向け、厳しい環境ではありますが学员の皆様のご心暖まるご支援をお願い申し上げます。

# 白門飛躍 募金

## 募金趣意書【個人用】



私たちは、グローバルな視野と実地応用の力を備え、人類の福祉に貢献する人材を育成します。そして、中央大学創立150周年の未来へと繋がります。

\*中長期事業計画「Chuo Vision 2025」【第2期】Missionより



2021.07版

# 感謝をこめて、顕彰制度をお届けします

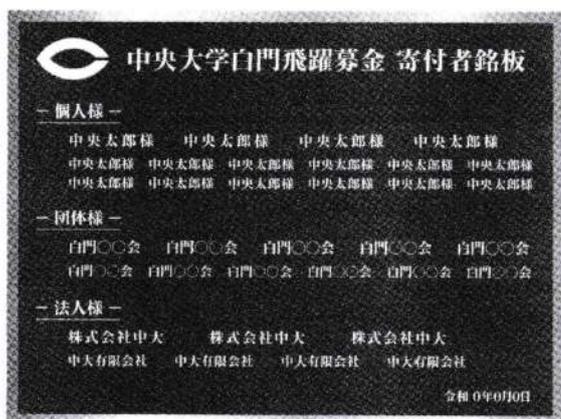
# あなたの支援が中央大学の今と未来を創ります

## 白門飛躍募金 顕彰制度の概要

白門飛躍募金にご支援を賜りました皆さまへ、感謝の気持ちをこめてお届けします。この顕彰は、白門飛躍募金への個人寄付(累積ご寄付額)が対象となります。

### 【顕彰内容】(個人寄付)

- 1万円：大学広報誌「One Chuo」送付・時節ご挨拶・誕生日カード贈呈・ご芳名発表、その他グッズ贈呈(限定品)
- 10万円：ご芳名を刻銘した銘板設置(駿河台キャンパス)：標準サイズ
- 100万円：ご芳名を刻銘した銘板設置(駿河台キャンパス)：大サイズ・感謝状贈呈
- 1000万円：特別感謝状贈呈・特別名誉称号授与・各種大学式典ご招待等



プレートイメージ

## ご芳名発表

- 学員時報は紙面及び電子版(PDF)に発表します。
- One Chuo 特別号は年1回、6月頃発行します。
- \*ご寄付お申込みの際、ご芳名の諾否について承っております。
- \*ご指示のない場合は、個人情報保護のため、「匿名」といたします。
- \*一部の特別企画など紙面の都合上、一律匿名扱いとさせていただきます場合があります。

## 個人情報の取り扱い

「中央大学個人情報保護方針プライバシーポリシー」に基づき、寄付者の個人情報の適切な保護に努めています。

## 寄付申込み・払込み方法

- Web募金サイトからお申込みください。
- 決済方法は[コンビニ店頭・クレジットカード・ペイジー・口座振替]から選択できます。
- 月々2,000円から、継続寄付(クレジットカード・口座振替のみ)が可能です。  
Web募金サイトからメンバー登録してお申込みください。
- [白門飛躍募金専用振込用紙(兼寄付申込書)]にて、郵便局・銀行窓口からお申込みください。



Web募金  
サイトは  
こちら

## 税制上の優遇措置

個人寄付

本学に対する2,000円を超えるご寄付は、確定申告により税制上の優遇措置(寄付金控除)を受けることが可能です。  
なお、①税額控除制度②所得控除制度のうち、寄付者さまが有利な方をご選択いただけます。



① 所得税の控除 目安表はこちら

(例) 課税所得500万円の場合

▶ 税額控除	寄付額	限度額	控除率	控除額
	(10万円-2千円)		40%	40,023円
[所得税額の25%が上限]				
▶ 所得控除	寄付額	限度額	所得税率	控除額
	(10万円-2千円)		20%	20,012円
[課税所得の5~45%を適用]				
(注) 平成23年に公布された特別措置法に基づく課税分				

② 個人住民税の控除

\*お住まいの自治体へご確認ください。  
\*税制上の優遇措置詳細に関しては、お住まいの税務署へお問い合わせください。

法人寄付

企業等法人の皆さまが受配者指定寄付金制度をご利用いただくと、寄付金を全額損金に算入することが可能です。決算日1か月前までに総務部校友課募金担当(042-674-2442)までお問合せください。

## 中央大学

■ 総務部校友課 〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1  
募金担当 TEL: 042-674-2442 FAX: 042-674-2435  
E-mail: b125-grp@g.chuo-u.ac.jp URL: https://www.chuo-u.ac.jp

## ◆ 募金制度の概要

白門飛躍募金は、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の事業支援を目的とした「Chuo Vision 2025募金」と、本学学生の日頃の学業や課外活動等、経常活動を支えることを目的とした「中央大学サポーターズ募金」の2つで構成されています。

### #1 Chuo Vision 2025募金

- ▶ 募金目的：中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の事業支援
- ▶ 募集期間：2016年4月1日～2026年3月31日
- ▶ 募金目標額：70億円
- ▶ 寄付金額：一口1万円
- ▶ 寄付対象事業：

1. 学部増設による総合大学としての魅力向上
2. 二大キャンパス体制の形成
  - 2-① 文系学部の教育施設等の整備充実
  - 2-② 法学部&法科大学院の施設整備
  - 2-③ 理工学部等の施設整備
3. グローバル化の推進
  - 3-④ 国際寮の整備充実
4. スポーツ振興事業
  - 4-⑤ 世界大会出場選手強化
  - 4-⑥ 駅伝等の特定種目の強化
5. 指定しない(大学に一任)

### #2 中央大学サポーターズ募金

- ▶ 募金目的：教育研究活動支援／学生支援／課外活動支援／施設／指定なし
- ▶ 募集期間：恒常的に募集
- ▶ 募金目標額：年間3億円
- ▶ 寄付金額：一口1万円
- ▶ 寄付対象事業：

詳細はこちら



\*学生会各代会指定の寄付は、通信欄に部会名をご記入ください。  
学生の合宿補助等、学生会が定める基準において部会活動をご支援いただけます。

- ◆ 寄付対象事業について未記入の場合は、5. 指定しない(大学一任)として承ります。
- ◆ 寄付金額にかかわらず難くお受けいたします。

## 多摩と都心の二大キャンパス体制の整備事業

人類の未来を拓き、常に新たな社会的価値を創出する総合キャンパスの構築を目指しています。文化・景観・環境・アメニティを重視し、学生が躍動する、魅力あふれる総合キャンパスを創出、展開するとともに、キャンパスそのもののグローバル化を追求、多摩と都心の特色ある二大拠点の形成を実現します。

### 河合久学長インタビュー

2021年5月27日に就任した河合久学長に、建学精神のもとで「開かれた中央大学」をめざす方向性や法学部都心移転の狙い、多摩と都心の二大キャンパスを土台とした教育研究支援体制の構築などについてお話を伺いました。



インタビュー  
動画はこちら



多摩キャンパス FOREST GATEWAY CHUO  
2021年4月 共用開始

2021  
多摩キャンパス整備

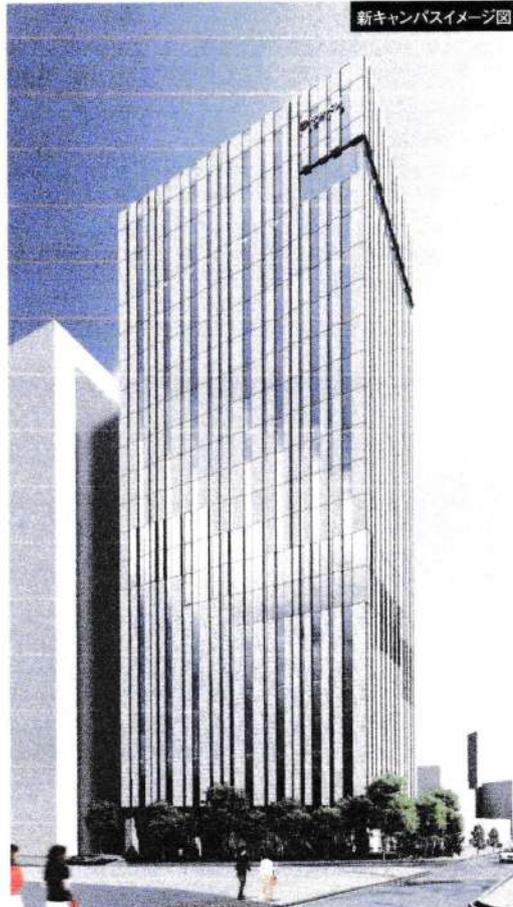
事業指定は「2-①」です。

総事業費  
90  
億円



新キャンパスイメージ図

茗荷谷新キャンパス ※施工等の理由により、今後変更の可能性あります。



新キャンパスイメージ図

駿河台新キャンパス ※施工等の理由により、今後変更の可能性あります。

# 2023

## 茗荷谷キャンパス&駿河台キャンパス整備

予定  
総事業費  
**300**  
億円

事業指定は「2-②」です。

法学部が入る茗荷谷キャンパスと法科大学院が入る駿河台キャンパスは丸の内線でわずか6分で結ばれ、相互連携により、優れた法曹の輩出を実現します。

駿河台キャンパスにはビジネススクールも入り、御茶ノ水という魅力的な場所で新たな展開を実現します。

また、新たに取得した、後楽園キャンパスに隣接する新小石川キャンパスには、都心展開する学部学生の体育・課外活動施設を建設予定（2023年供用開始予定）です。

後楽園駅で乗り換えて2駅めの市ヶ谷駅には市谷田町キャンパス（国際情報学部）もあり、いっそう学際的融合を図り、都心にあることを最大限に生かした人材交流等、魅力ある都心キャンパスを実現します。





中央大学へご支援をお考えの皆さまへ

# 白門飛躍募金 顕彰制度について

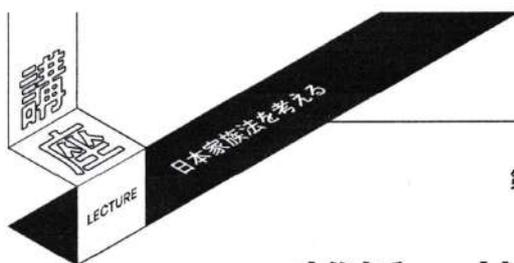
ご支援を賜りました皆さまへ、感謝の気持ちをこめてお届けします

白門飛躍募金の募集期間中（2016年4月1日～2026年3月31日）に賜りましたご寄付の累計額に基づいて、次の通り顕彰させていただきます。

募金名称 白門飛躍募金<Chuo Vision 2025募金・中央大学サポーターズ募金 どちらへのご寄付も対象となります>

顕彰の概要	時節ご挨拶	「One Chuo」送付 (2025年度末まで)	ご芳名発表 (※1)	感謝状の贈呈	銘板への刻銘	称号の授与
顕彰例・方法など	年賀状 誕生日カード	※特別号は 寄付者全員へ送付	「学員時報」 「OneChuo特別号」	訪問・郵送等 による贈呈	駿河台キャンパス 落成後設置予定	(※2)
寄付者区分	個人	個人	個人・団体・法人	個人・団体・法人	個人・団体・法人	個人
1万円以上	○	○	○	-	-	-
10万円以上	○	○	○	-	標準（個人）	-
20万円以上	○	○	○	-	標準（個人） 標準（団体・法人）	-
30万円以上	○	○	○	-	-	-
100万円以上	○	○	○	感謝状贈呈 (個人)	大（個人） 標準（団体・法人）	-
200万円以上	○	○	○	-	大（個人） 大（団体・法人）	-
500万円以上	○	○	○	-	-	-





## 離婚の効果を考える

白鷗大学教授  
水野紀子  
MIZUNO Noriko

### 第四編 親族 第2章 婚姻

#### V. 離婚の効果

##### 1. はじめに

——歴史的視座の中で考える

現在、法制審議会家族法制部会では、家族法改正が幅広く議論されているが、中でも離婚の効果、とりわけ離婚する夫婦に子がいる場合の養育費や離婚後の親権の帰属などが主要な論点となっている。読者の皆さんも、父親からの養育費支払が不十分で母子家庭の貧困が深刻になっていることや、離婚後共同親権をめぐる議論の対立などは、マスコミで目にすることも多いだろう。しかしこれらの問題が日本で議論されるようになったのは、それほど昔の話ではない。

1982年に出版された下村満子『アメリカの男たちは、いま』<sup>1)</sup>という本は、妻から突然離婚を言い渡され、離婚後、養育権を妻に奪われ、生活費と養育料を払い続けなくてはならないアメリカの夫たちによる共同養育権、ジョイント・カストディ獲得運動のルポルタージュで、当時、大きな話題になったものである。この本については、当代一流の知識人男性三人（丸谷才一・木村尚三郎・山崎正和）の鼎談による書評がある<sup>2)</sup>。「こういう男と女の関係が、もうすぐ日本に渡来するとすれば、これはやっぱり迷惑な話だと思いました。」という丸谷才一の発言を受けて、山崎正和は次のように述べる。「ここには何ら男と女の普遍的問題は描かれてなくて、特殊アメリカ的な、しかもアメリカの二流の人物たちが苦しんでいる姿が描かれ

ているだけで、日本人としては大いに安心いたしました（笑）。〔中略〕私は、かねがね日本人は不機嫌な民族であるということを言ってるんですが、不機嫌というのは『不定形』の気分なんですね。責任をもって表現された感情でもないし、自己分析に立った主張でもない。しかしそういう不定形の気分のレベルで、日本人はコミュニケーションができるんです。不定形の気分において自己を表現できる能力があり、かつ相手側もそれを解読する能力がある。日本のもっとも横柄な男といえどもそれくらいはわかるんです。ところが気の毒なことに二流のアメリカ人にはその能力がないようです。〔中略〕男たちが、それまで幸せだと思っていた家の中で妻がある日反逆する。『なぜ』と驚いてますが、日本人から見れば、それまで兆候がわからないやつは鈍感だといわざるをえません」。

しかし、山崎正和の楽観的予想は、はずれたといわざるを得ない。実際には、この書評本が出版された1985年当時の日本でも、すでに家庭裁判所では離婚時の子の奪い合いが深刻な争点となっていた。ヨーロッパやアメリカと異なり、水面下で行われる協議離婚が圧倒的に多いために、紛争の存在が認識されなかったのだろう。もっとも、同時にまた、山崎正和が言うように、彼の同時代人であった「日本人」夫たちは、実際に妻との関係性にもっと敏感であった可能性もある。

本連載では、これまでも日本社会が民法を継受した頃から現在までの社会の変遷を述べてきた。読者と想定される大学生の皆さんには、家族というと近代化以降のサラリーマン家庭のイメージが前提とされているのではないだろう

1) 下村満子「アメリカの男たちは、いま」(朝日新聞社、1982年)。

2) 丸谷才一ほか「三人で本を読む」(文藝春秋、1985年)。引用は、159-161頁から。

か。しかし日本社会はあまりにも急速に変化した。若い読者には、民俗学者・宮本常一による『忘れられた日本人』<sup>3)</sup>という名著の一読を勧めたい。この本には、宮本が1939年以降のフィールドワークで聞き取った村の生活がさまざまな描かれている。村の寄り合いにおける超長時間の議論、若衆宿や娘宿の慣行など、飢餓のリスクを抱えた貧しさの中、人々は集団で密接に生きており、それは現代の日本とはかけ離れた常識と生活の世界であった。1934年生まれの山崎正和が接してきた日本人は、群れで育ってきた者が多かったのではなかろうか。明治民法が立法された頃の庶民の生活は、近代民法が想定する社会とは、かけはなれていた。緊密な集団生活の中で成長した日本人が多数派だった当時は、現在とは異なり、人との距離感がはかれず、他者の思惑が察知できず、一方的な被害者意識を募らせる傾向をもつ配偶者は、あまりみられなかったのかもしれない。裁判所に現れる当事者にも、パーソナリティに問題がある人が次第に多くなったと、年配の判事が述懐していたことがある。孤立した家庭の中で成長する日本人が多くなったためであろう。『忘れられた日本人』に描かれている貧しい社会は、捨て子や子の売買など、深刻な問題を抱えていたが、他方、その社会は、群れによる育児という安全弁を提供するものでもあった。

西欧離婚法の原型は、すべてが裁判離婚であり、離婚後も元配偶者間で扶養義務が継続するものであり、その後の破綻主義離婚法への改正においても、離婚時の法的保障が婚姻中の配偶者間の平等な関係を担保すると考えられた。裁判離婚は、単に離婚意思を確認することではない。以前、裁判離婚制度のより広範な導入について、ある裁判官と議論したとき、彼は、すべてを裁判離婚にすると、裁判官が「離婚します

ね？」と首振り人形のように意思を確認するだけになってしまう、と反対した。しかし裁判離婚は、離婚の効果まで含めた不可欠の確認過程であり、離婚効果のチェックを通じて、離婚合意の妥当さも担保するものである。内容をチェックしない意思確認が一人歩きする問題は、日本家族法に通底する<sup>4)</sup>。

かつての日本社会の密接な共同生活の中で行われた離婚は、そのような西欧法とは大きく異なっており、共同体の事実上の監視の下における「家」のメンバーの出入りであって、結婚によって「家」を移動した配偶者が、「婚家」から「実家」へ戻ることであった。共同生活を前提として戸主が扶養義務を負う家族の単位は、あくまでも「家」であり、明治民法の「家」制度は、そういう生活実態を民法に反映しようとしたものであった。戦後の民法改正は、離婚給付として財産分与を立法し、「家」制度を廃止したけれども、婚姻共同生活の解消がもたらす諸問題に対して、具体的な法的規律を及ぼそうとするものではなかった。すべてが当事者間の合意に委ねられた白地規定の内容は、戦後、実務において次第に内容が補われていくことになった。離婚の効果は、大きく分けると、身分上の効果と財産上の効果に分けられる。以下で具体的に見てみよう。

## 2. 身分上の効果

### (1) 婚姻の解消と氏変更

離婚の身分上の効果の筆頭は、婚姻が解消されること、つまり三行半の内容がまさにそうであったように、独身になって、再婚が自由になることである。そして「家」制度のもとでは、前述したように、離婚は「婚家」から「実家」に戻ることであった。

の影響も改めて振り返ってみる必要があるかもしれない。

4) 一例として、遺言が挙げられる。日本法の公正証書遺言の実務では、公証人は機械的に遺言意思を確認して遺言を登録するが、フランスの公証人は、ホームローヤーとして遺言の内容にもチェックを効かせる。その際の公証人の根拠となるのは、かつては「コーズ (cause)」という概念で、つまり無償契約のコーズの不存在を武器にして、不合理な内容の遺言にならないようにアドバイスしてきた。2016年の契約法改正によってコーズが廃止された後、フランス民法の新1135条2項は、恵与（贈与と遺贈）の動機に関する錯誤は、それがなければ恵与者が処分をしなかったであろうときは、無効とする規定を設け、現在もこの条文に基づいて内容チェックが行われている。

3) 宮本常一『忘れられた日本人』(岩波書店、1984年)。また、網野善彦『「忘れられた日本人」を読む』(岩波書店、2003年)は、この名著のよくできた解説書である。個人的に感慨深かったのは、1950年代初期の網野善彦が「親念的・公式的なマルクス主義者」であったと自称していることで(7頁など)、かの網野善彦でさえそうであったとすると、マルキシズムの影響力の大きさを痛感する。私は、かつて、日本の民法学が、財産法と家族法を二分して、財産法を商品交換法と位置づける傾向について、「土着の東洋法思想の感覚とマルキシズム思想のキメラ」(以下の文献の51頁)と、(酷?)評したことがある。水野紀子「家族法と私法体系」小田八重子・水野紀子編『親族・婚姻・離婚』(新家族法実務大系(1)) (新日本法規出版、2008年) 46頁以下。民法学におけるマルキシズム

離婚と並んで、婚姻の解消事由となるのは、配偶者との死別である。もっとも「家」制度のもとで、離婚は自動的に「婚家」から出ることを意味していたが、死別はそうではなかった。戦後の改正時にその点が議論になり、「家」を出る効果が、姻族関係の終了と氏の変更に分解され、どちらも生存配偶者のみの意思に委ねられることになった。具体的には、姻族関係についての728条2項、氏についての751条1項の規定であり、前者に基づく姻族関係終了届は「死後離婚届」などと言われているようである。これらは連動しないから、婚氏を名乗りつつ姻族関係を終了させることも、その逆も可能である。明治民法においては、氏の異同は「家」の異同を意味したから扶養でも相続でも大きな効果をもったが、現行民法の改氏の効果は、祭祀財産の承継に関する効果だけであり、離婚の際の氏の変更に伴う効果としての祭祀財産の承継に関する769条が751条2項によって生存配偶者の復氏と姻族関係終了の場合に準用されている。

もとより氏変更の民法上の効果が祭祀財産の承継という些細な内容であっても、氏の変更そのものが、氏名権という人格権にかかわるあまりにも大きな内容をもつものであることは、いうまでもない。当事者の意思に基づかない、氏の強制的変更は、極力、避けられなければならない。しかし戦後改正時には、離婚の場合の氏変更は、自動的・強制的なものとしてきたままで、死別の場合と異なり議論の対象とはならなかった。

その後、離婚時の復氏について、1976（昭和51）年に選択制が成立している<sup>5)</sup>。この前年である1975（昭和50）年は国際婦人年にあたり、国連は1976年からの10年間を女性の地位向上に努める「国際婦人の10年」と定めた。日本政府もこの国連の動きに同調して、1975年9月「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位の向上をはかる決議」を採択した。この動きを背景に、1976年の民法改正で、婚氏続称制度が、当時としてはごく珍しかった議員立法によって成立した。この議員立法を主導したのは、当時社会党代議士であった佐々木静子弁護士である。婚氏で活動していた佐々木自身が離婚による強制的復氏で苦労した経験から、この議員立法にいたったものである。彼女は本当なら婚姻

時の選択的夫婦別姓制を立法したかったがとも通らないとあきらめたと述べているが、1996（平成8）年婚姻法改正要綱の法制審決定があっても通らなかったのであるから、その判断は当然のことであつたろう。婚氏続称でさえ、当時の国会では、普通の女性は離婚したら復氏するもので、弁護士や国会議員のようなごく例外的な女性しか利用しないだろうと予測する意見が多かった。佐々木は関西初の女性弁護士であったが、現在は、その当時とは異なり多くの女性弁護士が活躍しており、氏の変更のもたらす職業上の弊害は広く共有されている。そして婚氏続称制度は、職業上の必要性のみならず、子との同氏を望む等の理由で、実際には離婚女性の3割程度が利用している。

本連載第2回（488号）「戦後改正を考える」で、戦後改正の「家」制度廃止によって、「家」という同籍者の基準を失った戸籍は、「家」の代わりに「民法上の氏」を用いるようになったが、この基準の構成にはいろいろと無理があると述べた。婚氏続称を利用した元配偶者の戸籍は、婚姻中の夫婦の戸籍から抜けて別戸籍となり、婚姻中の氏と「呼称上の氏」は同じだけれど、「民法上の氏」は異なるものとされ、その「民法上の氏」は婚姻前の氏と同じだという理屈になる。

離婚後の親権の帰趨については、両親の自己決定に任せる一方で、791条1項は、親子の氏が異なるとき、家庭裁判所の許可を経て、子の氏を変更できると規定する。この氏変更の重い手続は、戦後改正で設けられたもので、立法者は、「家」制度廃止後も、氏が「家」を意味する発想を引きずっていたから、氏の変更は子の処遇を実質的に左右するものだと考えたようである。子にとっても氏名権は大きな意味をもつからという理由なら重い手続も理解できるが、現行法はそうではない。「家」の変更に代わる「民法上の氏」の変更については、裁判所の許可が必要だが、「呼称上の氏」の変更は、戸籍届出だけで可能である。具体的に、独身時代に海野桜という娘を産んでいた海野花子が、山田太郎と山田姓で結婚し、山田一郎が生まれたが、山田夫妻は離婚して、花子が一郎の親権を取得し、花子は婚氏続称したという場合で、子の氏変更を考えよう。離婚後の山田花子の戸籍

5) なお、この改正時に養子縁組の離縁時の復氏についても、816条2項で強制的復氏が選択的復氏に変更されているが、縁組が続称できるのは養子縁組が7年継続して

いる場合に限られている。氏を変えるだけの目的で結婚する当事者はいないだろうが、養子縁組の場合はその目的だけで利用される可能性があるからである。

の民法上の氏はかつての海野花子の戸籍の民法上の氏と同一なので、花子の戸籍への入籍届だけで、海野桜は山田桜に変更できる。しかし花子が、自分の戸籍に一郎を入れたいと思うと、山田一郎の呼称上の氏は同じ山田であるにもかかわらず、家裁の許可が必要になるのである。

戸籍を基準に作った「家」制度が廃止された後、「氏」を基準に戸籍を運用しようとした技術的なつじつま合わせがおかしな結果をもたらしているが、戸籍制度の背景には自営業を営むイエの伝統があったことを思い出してみよう。終戦直後の日本では、まだ過半数が農業人口であった。イエの当主は、家族メンバーを扶養する義務を負い、家産は、家族メンバーの生活の基盤であった。しかし現在の農業人口は1割を大きく割り込んでおり、サラリーマン家庭が圧倒的である。サラリーマン家庭における離婚は、家族メンバーの入れ替えではなく、家族そのものの解体であり、法による保護がより確実に必要である。

## (2) 子の処遇

身分上の効果のうち、最大の問題であるのは子の処遇である。本連載第7回(494号)「婚姻の効力を考える」で、西欧の法律家たちにとっても子の処遇は難問であり、「金銭は分けられるけれど、子どもは分けられないからねえ」といつつ、家裁の「調停」に興味津々であったことを紹介した。たしかに子の養育に離婚後の両親がどう関わるかは難問であるが、養育費支払については、西欧法は、基準も強制力も確立している。しかし日本法は、離婚後は子を引き取った「家」が事実上負担するかつての慣行が尾を引いたためか、養育費支払の強制力が確立しておらず、離婚後の母子家庭の貧困が深刻である。

婚姻中は父母の共同親権であるが、離婚後は、765条1項、819条が単独親権になるとしている。さらに離婚後の子の監護に関する事項を定める766条は、親権者とならなかった親が監護する監護権者となりうることを規定している。

明治民法では、親権は原則として父にあり、離婚後も親権者は変わらなかった。離婚した母

は、子を婚家に置いて実家に戻り、子の登下校の途中に電信柱の陰からそっと子の成長の様子をうかがうというのが、通り相場だったのである。もっとも、親権者である父が実際に育てることが難しい乳幼児の場合もあるので、親権の所在とは別に、母に監護させられるようにした。戦後改正は、それを機械的に男女平等に変更し、両親の合意に親権者決定などすべてを委ね、合意ができなかった場合は、法的基準を設けないまま、家庭裁判所の判断にまかせた。親権と監護権の内容や行使の調整については、詳しくは議論されないままであり<sup>6)</sup>、実際には当事者の力関係が決定する現状が圧倒的であって、その現状を法が強制的に変更する力は、基本的に発揮されなかった。

戦後もしばらくは父親が親権者になる場合が多かったが、やがて母親が親権者になる場合が徐々に増加して、1965(昭和40)年頃に逆転し、母親が親権者となる割合がどんどん多くなっていく。その当時の学説には、親権と別に監護権を定める766条を批判し、母親が親権者となれるようになったからには、監護権は不要であるとする説が多かった。しかしやがて両親がどちらも親権者となることを主張して子の奪い合いが深刻な争いになってくると、親権者と監護者を別々に設定することで紛争をおさめる必要性が主張された。現在の離婚後共同親権立法論につながる判断である。

さらに親権や監護権の所在とは別に、実務は、欧米法のヴィジティング・ライツに倣って、面会交流(かつては面接交渉といわれるほうが多かった)を認めるようになった。婚姻中で共同親権をもっている場合、別居して子に会えない親権者が面会交流を申し立てる場合もあれば、離婚後に親権をもたず監護も委ねられない親が要求する場合もあった。この面会交流は条文上の根拠がないまま運営されていたが、2011(平成23)年の改正法は、766条に「面会及びその他の交流」という文言を付け加えた。そしてこの条文の立法後、家庭裁判所の実務では、原則的に面会交流を実施する傾向が現れた<sup>7)</sup>。しかし家庭裁判所に現れる両親は、多くの場合、きわめて高葛藤の関係にあり、面会交流を

6) 親権や監護権の概念については、大村敦志「親権・懲戒権・監護権——概念整理の試み」野村豊弘先生古稀記念論文集『民法の未来』(商事法務、2014年)559頁以下参照。

7) 細矢郁彦が「面会交流が争点となる調停事件の実

情及び審理の在り方——民法766条の改正を踏まえて」家月64巻7号(2012年)1頁以下など。私自身、法制審議会での立法作業に加わっており、この改正を提案した立場であったが、実務における原則的実施は予期していなかった。

スムーズに実施するのは難しい。支配的な当事者が面会交流を復縁や支配の継続の手段とすることもあり、その弊害から面会交流原則実施論への批判も強くなった<sup>8)</sup>。

面会交流の難しい両親に提供される、現在の面会交流支援としては、公益法人である家庭問題情報センター (Family Problems Information Center: FPIC) による支援が代表的なものである。FPIC は、元家庭裁判所調査官たちが主体となった組織であり、利潤追求の営利団体ではないが、利用するにはそれなりの費用もかかり、この難問の解決策としては限定的なものである。

前述したように、現在、離婚後の共同親権を認めるかどうか、民法改正の大きな争点となっている。西欧法が離婚後共同親権に道を開いたのは、離婚がありふれたことになり、夫婦としては失敗した両親であっても、親としては協力して子を育てようという姿勢をもつ両親に道を開くためである。また、離婚後単独親権だと離婚前の子の奪い合いが熾烈になりがちであり、その争いを軽減する狙いも強かった。それでも離婚した両親が共同親権を行使することには、とかく困難が伴いがちである。以前、離婚後共同監護がうまく機能する条件を列挙したアメリカ法の論文を、家裁裁判官と共同の研究会で紹介したことがある。両親が冷静に子の利益を優先できること、子育てに共通の価値観をもっていることなど、列挙されている条件を聞いた裁判官が、「そういう夫婦は、日本では離婚しません」と首を振って述べた感想が印象的であった。とはいえ、家裁に現れない協議離婚のうちには、離婚後も協力して共同親権を行使できるカップルがいる可能性はあるだろう。また子の奪い合い紛争が子の福祉にとって望ましくないことは確かである。現状では、別居時に子を確保した側が離婚後の親権を得る確率が圧倒的に高いから、離婚を望む配偶者は、同居している家庭から去るときに、子を連れて逃げることになる。また子を連れて逃げた後も、実力で奪い返されることを怖れて、子へ片親の悪口を吹き込むことになりがちである。

それでは、日本でも、離婚後共同親権が立法されるべきだろうか。将来的には、その方向に

進むのが筋といえるだろう。しかし現状では、慎重に考えざるを得ない。いささか乱暴な比喩ではあるが、離婚後共同親権は、建物に西洋風の両開きの窓を作って新しい風を入れるべきだという主張のようなものである。家の建築手法としては、たしかにそのほうがいだろう。しかし家の土台が沼地で、そもそも家全体が傾いて崩れかけている状況では、窓を作ったところで、窓からも泥が入りかねない。なにより必要なのは、まず傾いた家を支え、土台を固めることなのである。

西欧法が日本法と大きく違っているのは、子を連れて逃げるという自力救済の禁止と、その禁止の前提としての救済の保障である。つまり、国家が助けるから逃げるなどという制度であり、ハーグ子奪取条約は、これらが制度化している国同士で、国境を越えて自力救済をした場合に、もとの国に戻して本来の手に戻すという条約である<sup>9)</sup>。しかし日本法は、これらの制度化がどちらも確立していない。かつて子を婚家に奪われた母は泣き寝入りするのが常であったが、妻に子を連れて逃げられた父たちは、自力救済の禁止を求めて積極的に活動している。離婚後共同親権の立法提案前は、「親子断絶防止法案」や「共同養育支援法案」が議論されたが、立法には至らなかった。これらの法案は、抽象的な精神論を除くと、母親が子を連れて逃げることを地方公共団体が支援することを防ぐ点に眼目があった。DV 被害者対策が遅れている日本では、市町村などの相談窓口がわずかな支援を提供しており、この支援を奪うことの弊害は大きい。

日本では、DV 被害者は、自力で逃げなくては救われない。ある家裁調査官は、端的に次のように述べる。「家庭裁判所は『福祉の性格』をうた」うが、「それはあくまでも当事者のもつ意欲や能力や資源をもとにして、当事者がそれらを適切に活用できるように、うしろから援助するにとどまるものである。家庭裁判所が先に立って、新たな事実を創造できるものではない<sup>10)</sup>。つまり日本法は、弱者が救いを求めたときに、公権力が家庭に介入して弱者を救済するという家族法になっておらず、当事者の自力

8) 梶村太市=長谷川京子編著『子ども中心の面会交流——こころの発達臨床・裁判実務・法学研究・面会支援の領域から考える』(日本加除出版、2015年)など。

9) 日本も2014年にハーグ子奪取条約に加盟したが、日本人の「常識」に従って子連れ帰国した日本人妻(母

親)が、子の常居所国への返還命令に従わず、強制執行も有効しないことが多く、問題視されている。

10) 佐竹洋人「怨念アプローチと鎮魂アプローチ」家調協雑誌14号(1984年)73頁。

救済を前提とするのである<sup>11)</sup>。離婚後共同親権についても、それが条文に書き込まれただけでは、実効性は保障されない。他方、DVや児童虐待のように家族間に暴力や支配があるケースにおいては、親権行使を口実に加害者につきまとい、極端な言い方をすれば、公認ストーリーを承認することになりかねない。

このような日本法に対して、たとえばフランス民法515-9条以下は、次のようなDV保護命令を規定している。裁判官は、被害者ないし子の危険の疎明があったときに期日から10日以内に保護命令を発出する。保護命令の内容は、接触ないし面会の禁止命令、指定場所への移動禁止命令、凶器の保持禁止・提出命令、被害者の医療費等の負担命令、啓発授業の受講命令、住居についての裁定（従来の住まいは、原則として加害者ではない側に割り当て、費用負担は加害者である）、住居所の秘匿許可、連絡先を弁護士ないし検事とすることの許可、親権行使、面会交流、婚姻費用分担などについての裁定などである。

さらに、そもそも問題は子の奪い合いの場面に限られない。親権行使への公的介入、つまり親に何らかの問題があって、うまくいかない親権行使に、きめ細かくときには強制的に指導して、子の健康な育成状況を確保する必要がある。DV環境は児童虐待環境でもあり、詳しくは親権法で述べることにするが、不適切な親権行使への公的介入も、フランス法の規模は、日本法と比較にならない。フランスでは、児童精神科医が定期的に幼稚園などを回り（3才から義務教育である）、保育者や教師と相談して、生育に問題がある子どもを発見すると、家庭環境に調査が入る。その結果、親の育児に問題があると判断されると、ケースワーカーを派遣して親の育て方を監督する。親がその監督に同意すれば、市と契約して監督が行われるが、同意しない場合は、検察官が提訴して親権制限（育成扶助）判決が下されて、強制的な介入が行われる。この判決数は、年間約10万件近くあり、

親権制限の継続期間からすると、約20万人の子どもたちがケースワーカーと判事に見守られながら親権制限下で過ごしていることになる。フランスのほぼ倍の人口をかかえる日本における親権制限判決数は、親権喪失審判30件、親権停止審判130件、児福法28条1項による入所許可398件（2020年）である。

『忘れられた日本人』の社会が失われて近代化したときに、社会福祉が財とケアの下支えをしなくてはならなかったが、本連載第2回（488号）で述べたように、日本は、高度経済成長期に、財は企業が常勤男性労働者に生活給を保障することによって、ケアは主婦に委ねることによって安上がりな社会福祉を構築してきた。ケア労働の主たる対象は、育児と高齢者介護であるが、その後、老人問題は年金が充実し、介護保険の制度化によって、高齢者介護の問題も大きく進展した。それに対して、育児支援はきわめて貧弱なままである。なにより日本では、育児支援の公的予算を、現状より遙かに増やさなくてはならない。

最後に、両親間の子の奪い合い紛争において、子自身に決定させようという意見について触れておこう。児童の権利条約が定める子どもの意見表明権という概念を離婚事件に適用して、このような主張をすることに、私は反対である。もちろん子の様子は丁寧に観察しなくてはならず、どちらの親といた方が子の福祉にかなうかは慎重に調べなくてはならないが、子にどちらの親を選ぶかと聞いてはならない。子が自らどちらの親といたいかを主張したとしても、その希望によって決めたと断言してはならず、裁判官が決めたとしなければならない。子にこのような選択をさせることは、残酷な拷問となりうるからである。

\* \* \*

今回は、離婚の財産上の効果について考察する。  
(みずの・のりこ) 倉

11) 本稿の校正時に、東京地判令和4・3・25の報道に接した（朝日新聞ニュース2022年3月30日配信）。親権者を元夫と定めて協議離婚した後、再び同居していた元妻が子どもを連れて別居した事案で、東京地裁は、「子どもを守るために必要だった」という元妻の抗弁を退け、元妻と、元妻に連れ出しを助言した弁護士にも、損害賠償を命じた。元妻はすでに親権者ではなかった点で婚姻中の別居とは異なるが、協議離婚の場合は親権者の決定が妥当であ

る保障はない。この事件の具体的な事実是不明であるので、あくまでも一般論としてであるが、親権者父からの引渡し請求を権利濫用として退けた最決平成29・12・5民集71巻10号1803頁も、父を親権者とした協議離婚時の合意に問題があったケースであった。支援者も損害賠償を命じられると、日本の現状を前提とすると不可欠の救済手段である被害者の「逃げる自由」が損なわれることが危惧される。

# 人権のひろは

2022年9月号

目次

第147号



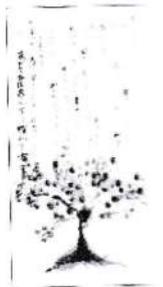
## 死刑について

特別寄稿

弁護士・元最高裁判所判事  
深澤 武久

### Profile ふかざわ たけひさ

- 生年月日 昭和9年1月5日
- 出身地 静岡県
- 昭和32年6月 中央大学法学部卒業
- 履歴
  - 昭和36年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
  - 昭和52年4月 東京弁護士会副会長
  - 昭和53年4月 日本弁護士連合会常務理事
  - 昭和58年4月 司法研修所所長兼法務省司法研修所長
  - 平成5年4月 東京弁護士会会長
  - 日本弁護士連合会副会長
  - 平成9年5月 法務省人権擁護推進室長兼委員
  - 平成9年7月 品川区教育委員
  - 平成10年9月 法務省法曹研修委員会
  - 平成12年9月 最高裁判所判事
  - 平成13年5月 学校法人中央大学副学長兼理事
  - 平成16年1月 弁護士会登録（東京弁護士会）
  - 平成16年6月 小中急電鉄株式会社監査委員
  - 平成18年4月～ ケーブルテレビ局  
FM茶組放送協議会委員
  - 平成26年5月 中央大学理事
  - 平成29年5月 中央大学理事
  - 著書『法廷に立つ 最高裁判所判事として』（信山社、2011年）



表紙の木

## 裁判官の立場で考える 死刑制度

私は、平成12年9月14日から同16年1月5日までの約3年4ヶ月最高裁判所裁判官として勤務しました。就任時に配付された資料には、私が所属した第一小法廷は死刑事件が数件係属しており、そのうちの2件は私の主任事件でした（後記参考事例）。

これまで刑事事件での体験、弁護士会での議論、判例や論文、教科書などから得た知識から、自分なりに死刑についての考えを持っていましたが、それは弁護士としての知見であり、判決を受ける立場での思考でした。

そこで、裁判官として死刑事件に直面し、死刑を言い渡す立場になって、どのよ

うに考えるのか……死刑制度、死刑の刑罰としての意味、判例の流れ、社会の死刑についての見方の変遷等を検討して考えを深めておく必要を感じて、死刑についての論文などに目を通すように努めました。

そもそも、死刑そのものに反対なのか賛成なのか、あるいは現行の死刑に関する法律が憲法に適合しているのか違反したもののなか。前者は極めて哲学的なものを含み、各人の倫理観、宗教観、人間観、社会観などによって結論が分かれ、その理由付けも多岐にわたり各人によって異なるのは当然のことと思われま

す。それに対して後者は、現存する死刑に関する法令が憲法に適合しているか否かを検討するものであるから、一定の枠組みの中で判断することになり、前者よりも論理的

な判断が容易であるということになると思われます。

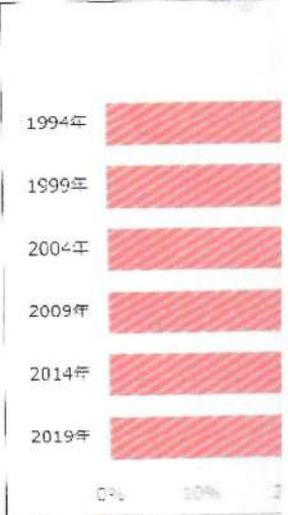
そうは言っても論理的判断の根底には先に挙げた価値観に基づく判断が影響することを免れないという難しさも複雑さがあります。ある価値観に基づいて、死刑に反対だから、死刑に関する規定が憲法に違反するというのは論理性がなく、実務の場では広がりを持つことはできません。

しかし、現行の死刑制度が憲法に違反することを論理的に検証するときには、その根底にある価値判断に触れざるを得ません。裁判官として死刑事件に直面したとき、その両者が絡み合って決断を迫られます。

最高裁判所では、昭和23年3月12日と同58年7月8日の大法廷判決は「死刑制度を



特別寄稿



内閣府「基本的法制度に関する

「この法」は、昭和62年の16日、被告人は、自室に「もっている時に若い女性に對する憎しみの気持ちで、若い女性を刃物で刺して殺すことになっても構わない」と思い、果物ナイフを携帯して出掛け、マンションのエレベーターホールで、女性(当時19歳)の左背部を果物ナイフで突き刺して傷害を負わせる殺人未遂を犯し、同年9月17日には、独り歩きの若い女性を襲って金品を強取しようとした。被告人は、建設現場等で一時稼働したが、やがてまた自室に引きこもり、所持金も残り少なくなっていたところ、昭和63年1月15日、外を通る若い女性のはしゃいだ声を聞いて、若い女性に對する憎しみの気持ちが高まり、若い女性を刃物で刺し殺して金品を強取しようとした。被告人は、自室を出て、地下鉄の駅通路付近を独りで歩いて来た女性(当時19歳)を認め、同女の胸部を刺身包丁で突き刺して殺害したが、駆けつける者の足音を聞いて逃走したため、金品強取の目的を遂げなかった。

感じましたが、それは裁判官という職に就いたものとしての当然の苦しみ、悩みとして正面から向き合って克服しなければならぬものであるように考えました。同時に、このような悩みは職業裁判官が担うべきもので、裁判員裁判において一般市民である裁判員にこれを求めることは避けるべきであるとも考えました。

【参考事例】

平成13年12月6日判決

同9年(あ)第614号強盗殺人、殺人未遂、強盗傷人、強盗予備被告事件

被告人は、28歳の時に女性(当時24歳)の胸部を包丁で突き刺して死亡させて現金を奪うという強盗殺人を犯し、無期懲役に処せられ、昭和67年4月に47歳で仮出獄したものであるが、服役中、心の支えとしていた姪との再会が果たせなかったことから落胆し、稼働意欲も喪失して、自室に一人でこもって生活するようになった。

被告人は、昭和43年ころ、若い売春婦から病気をうつされたことがあり、前刑の強盗殺人事件もそれがきっかけになったと考え、若い女性に對して憎しみの情を抱き続けていた。

昭和62年の16日、被告人は、自室に「もっている時に若い女性に對する憎しみの気持ちで、若い女性を刃物で刺して殺すことになっても構わない」と思い、果物ナイフを携帯して出掛け、マンションのエレベーターホールで、女性(当時19歳)の左背部を果物ナイフで突き刺して傷害を負わせる殺人未遂を犯し、同年9月17日には、独り歩きの若い女性を襲って金品を強取しようとした。被告人は、建設現場等で一時稼働したが、やがてまた自室に引きこもり、所持金も残り少なくなっていたところ、昭和63年1月15日、外を通る若い女性のはしゃいだ声を聞いて、若い女性に對する憎しみの気持ちが高まり、若い女性を刃物で刺し殺して金品を強取しようとした。被告人は、自室を出て、地下鉄の駅通路付近を独りで歩いて来た女性(当時19歳)を認め、同女の胸部を刺身包丁で突き刺して殺害したが、駆けつける者の足音を聞いて逃走したため、金品強取の目的を遂げなかった。

死刑廃止国

すべての犯罪に對して死刑を廃止している国
通常犯罪のみ廃止
事実上廃止 (過去10年間執行されてい)
存置

参考: アムステルダム・インター

「人の命は地球より重い」といいますが、被告人は自己の欲望のおもむくままに、通りすがりの女性に通り魔的に襲いかかり、何の罪もない若い女性の命を理不尽に奪い、所持する金品を強取しました。被害者には何の落ち度もなく、たまたまそこを通りかかったために被害される、その恐怖と驚愕、春秋に富む将来を失った被害者の無念、残された者の悲しみは、計り知れないものがあります。

命の重さについて考える

「人の命は地球より重い」といいますが、被告人は自己の欲望のおもむくままに、通りすがりの女性に通り魔的に襲いかかり、何の罪もない若い女性の命を理不尽に奪い、所持する金品を強取しました。被害者には何の落ち度もなく、たまたまそこを通りかかったために被害される、その恐怖と驚愕、春秋に富む将来を失った被害者の無念、残された者の悲しみは、計り知れないものがあります。

犯行現場の凄惨、無残な状況、解剖に付され物体に等しい状態に化した被害者……。変わり果てた被害者の姿を目のあたりにして、突然襲われた不幸に驚愕、狼狽し、それまでの平穏な生活が、悲嘆と苦難に満ちたものに変わってしまった現実に戸惑う家族。その事実を前にして、すべての死刑廃止論は、私にとって「現実を無視した空しい机上の空論」に響きました。それは、法理論を超えた、人間としての生き



**【編集後記】**

会報を最後まで読んでいただき、ありがとうございます。  
一昨年より会報表紙の写真に採用してきた茗荷谷キャンパスと駿河台キャンパスが竣工式を終え、運用が始まりました。

幹事会で総会・懇親会を新しいキャンパスで行えないか検討をしましたが、会報発行の段階で会議室等の運用・借用方法に不明な点が多く、会報発送時に皆さんにお集まりいただく確約を取ることが難しい状況でした。次年度の総会・懇親会(第43回)はこの新しいキャンパスにて行えるように努力していきたいと思っております。

今回の会報としては法学部との交流から、中大前理事長・深沢武久先生の記事や白鷗大学教授・水野紀子先生の記事を掲載することが出来ました。

深沢先生の記事は死刑制度に関する件で、世界で死刑制度を廃止している国が100か国以上もあり、日本は死刑制度が存置されている国に分類されているということです。人命尊重という問題から死刑制度の在り方。被害者の方々の思いを考慮した上でどのように対応したら良いかを考えさせられる内容です。

水野紀子先生のお話は「離婚の効果を考える」という内容で、離婚経験者の私(田澤)にとっても身につまされる内容でした。今後ますます離婚は増加していく傾向にあります。離婚するのもしないのも自由ではありますが、離婚に伴う問題点を十分理解して自分達の感情をコントロールしていかなければならないとも思いました。

白門化学クラブ支部では、今回掲載させていただいた法学部関連の記事のように他学部・他学科との交流を深め、新しい情報を皆様にお届けしていきたいと思っています。また皆様の思い、趣味やご意見、感想も会報に掲載したいと考えています。お待ちしておりますので、ぜひよろしく。

最後に毎回同じことになりますが、今回の会報製作に協力していただいた皆様にお礼を申し上げます。

幹事一同



第41回 白門化学クラブ支部 総会・懇親会